

# 規制改革推進会議 地域産業活性化WG

2024年 9月30日



日本農業法人協会

# 目次

## 1. 農業法人の現状

## 2. 農地集積・集約の課題

## 3. 事例

①所有者不明により影響を受けた事例

②所有者の不同意により影響を受けた事例

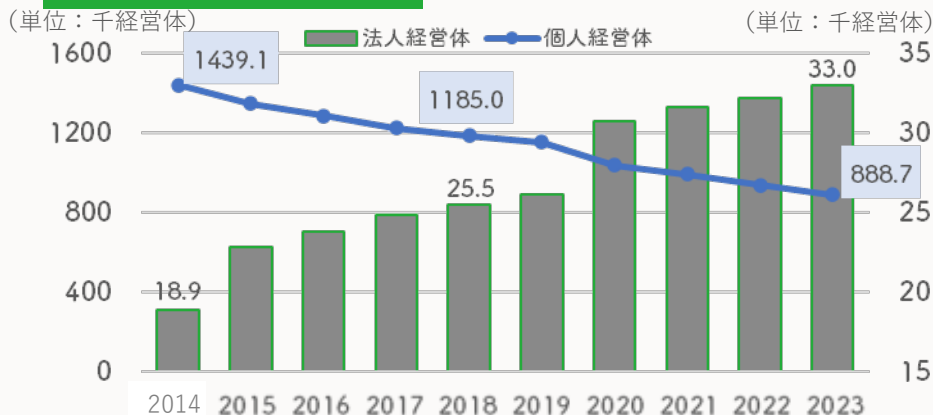
③その他事例

## 4. 令和6年政策提言

# 1 農業法人の現状

- 法人経営体数は増加傾向。当協会会員平均売上高は約3億9千万円に拡大
- 稲作などの土地利用型農業を中心に、農業法人が個人農業者の農地の受け皿となって規模拡大
- 農業法人が「国の礎」である国民への食料の安定供給の中心的役割を担ってきている

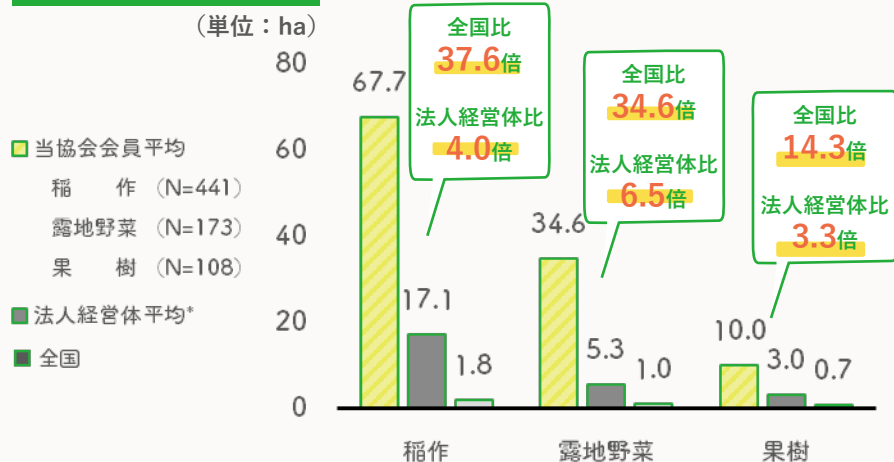
農業経営体数の推移 (注1)



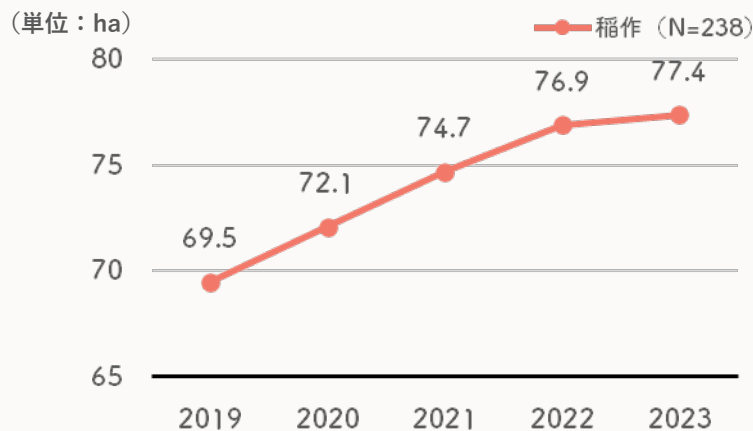
(当協会会員) 平均売上高 (注2)



耕種の経営規模 (注2)



(当協会会員) 稲作の経営規模の推移 (注2)



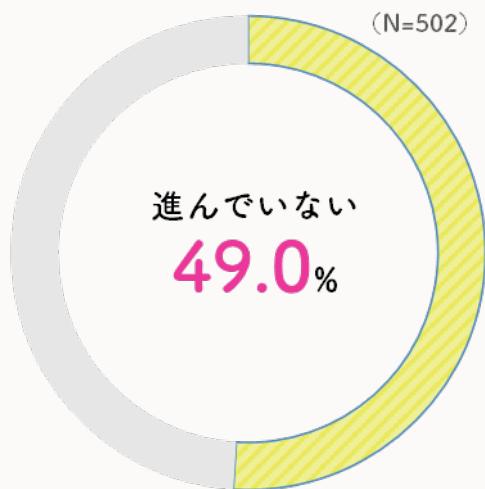
(注1) 農林水産省「令和6農業構造動向調査結果」を基に日本農業法人協会作成

(注2) 日本農業法人協会「2023年版農業法人白書」より引用

## 2 農地集積・集約の課題

- 効率的かつ安定的な農業経営の発展のためには、担い手への農地集積・集約が不可欠
- 会員の農地集積・集約化の現状は「進んでいる」が51.0%で、「進んでいない」が49.0%
- 農地集積・集約化が進まない要因として、地域全体に機運がないなどの他、「耕作放棄地等があるのに所有者が貸そうとしない」、「所有者が不明のため手続きが進まない」ことが挙げられる

農地集積・集約化の現状 (注)



集積・集約化が進まない要因 (注)

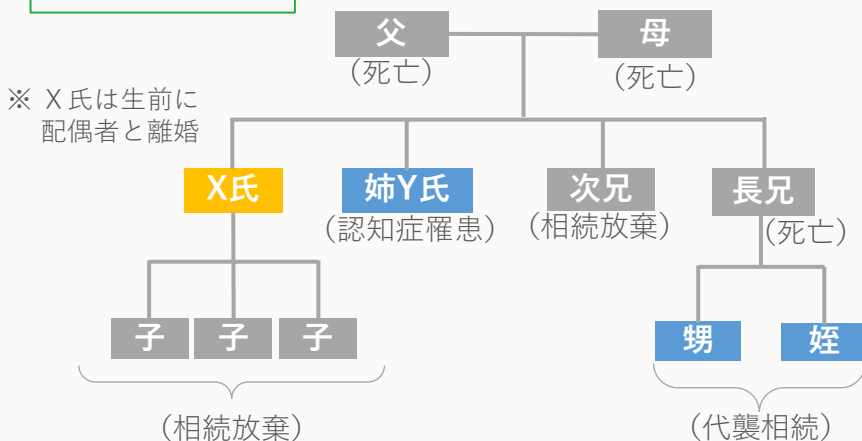


# 3-① 所有者不明により影響を受けた事例

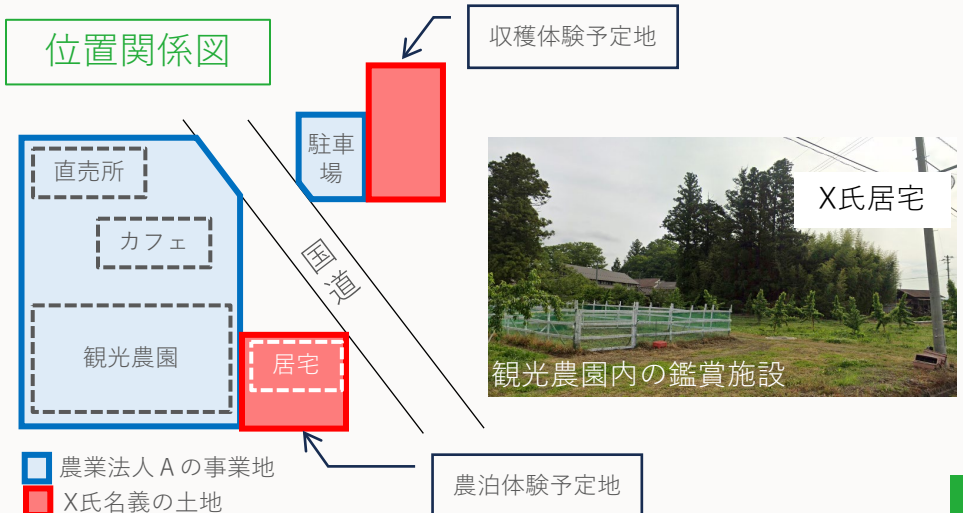
## 所有者と連絡が取れず、新たな事業展開ができない事例

- 農業法人Aは、果樹の生産・直売のほか、観光農園を営む農業法人。
- 農業法人Aの事業地（圃場や直売所）に隣接するX氏（故人）の農地・居宅を取得して、新たにイチゴの収穫体験と農泊体験の新規事業を4年前に計画。
- X氏の農地・居宅は相続登記されておらず、X氏の親族を介して相続の状況を調べた結果、相続放棄や死亡によりX氏の姉Y氏と、X氏の甥、姪の計3人が相続人であることが判明。
- 農業法人AはX氏の農地・居宅の取得意思を伝えるためにY氏と面会したが、Y氏は認知症に罹患。X氏の甥、姪との連絡もとれないことから、3年前より弁護士に相続手続の状況確認と相続登記完了後の売買手続を依頼しているが、相続手続すら進んでおらず、未だに取得の目途が立っていない状況。
- 現在、X氏の居宅は竹林で覆われ、害獣の住処となっており、農業法人Aの観光農園内の観賞用小動物を捕食するなどの被害が発生している。

X氏の相続図



位置関係図

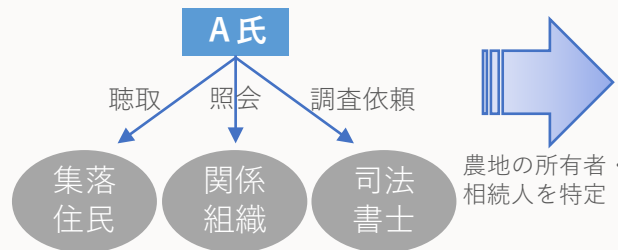


# 3-② 所有者の不同意により影響を受けた事例

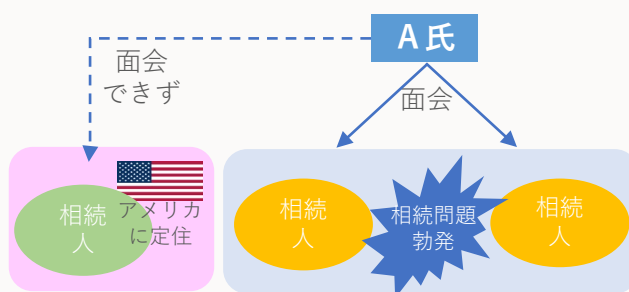
## 所有者の同意が得られず、農地の基盤整備ができない事例

- 過疎集落の農地50haを基盤整備するにあたり、集落のリーダーA氏（農業者）は、農地の所有者の同意を得るため、単独で所有者の特定作業を開始。
- 法務局に出向き、登記情報から所有者を特定していったが、一部の農地は相続登記未了であることが判明。集落の住民などへの聞き取り調査、行政・関係組織への照会、更には司法書士への相続人の調査依頼などにより、故人の相続人を特定。
- 特定した相続人の中にはアメリカに定住して連絡がとれないケースや、A氏が相続人と面会したことにより相続人同士で相続問題が勃発し没交渉になるケースなどに直面。
- A氏は、集落の所有者や相続人の同意を得ることは困難と判断し、基盤整備の実施を断念。この時点で、所有者の特定作業を開始して既に約2年が経過。
- 基盤整備が実施できなかったことで、中心的な担い手農業者の効率的な事業活動が実現できなかっただけでなく、実質化された人・農地プラン（現「地域計画」）によって決定していた、中心的な担い手農業者に農地を集約化する将来方針の実効性が危ぶまれている。

### 農地の所有者・相続人の特定



### 農地の所有者・相続人との面会



### 基盤整備できず





# 3-③ その他事例

## 所有者不明で農地の保全管理ができない事例

- 集団的な農地の一部に所有者不明の遊休化している農地があり、草木が生い茂り病害虫の発生源となっている。草木の刈取りと病害虫駆除をしたくとも所有者不明のため手が出せないでいる。この農地の近隣で耕作している農業者は、害虫駆除のための余計な負担を強いられている。



(注)



遊休化した農地から病害虫「斑点カメムシ類」(写真上)が発生し、近隣の水田に拡大。斑点カメムシ類の吸汁により玄米が部分的に黒く変色した「斑点米」が発生(写真下)。「斑点米」は等級低下の原因となる

## 理解できない理由で賃借に応じない事例

- 基盤整備済みで好条件の農地が遊休化し、病害虫の発生源になっているにもかかわらず、「私が生きている間は誰にも農地は貸さん」など、理解できない理由で所有者が農地の賃借に応じない。

## 売買に応じない事例

- 高齢で農業からリタイアした父が、子に跡を継いでほしいとの思いから、農地を手放す気がなく、担い手農業者が取得の意思を伝えても売買に応じない。当の子は跡を継ぐ気は更々なく、農地は遊休化して荒れ放題となっている。子が相続して売却しない限りは再生は見込めない。

# 4 令和6年政策提言

- 当協会は、我が国農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指し、毎年、政策提言を実施（令和6年政策提言は3月14日に農林水産大臣あて提出）

## 「令和6年政策提言」から抜粋

- 農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに地域の農地の大半を農地バンクが借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すため、生産現場を支える市町村及び農業委員会が積極的に活動できる十分な予算措置を講じる等支援すること。
- 特に、所有者不明農地（相続未登記農地等）が農地集積の障害になっていることから、農地バンクを経由させる所有者不明農地の利活用の制度について農地集積関係機関・団体の職員及び農業者への周知を一層徹底し、活用の推進を図ること。
- 今後、農地の集積・集約化が進まない場合は、法律によりすべての農地の農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者及び担い手に転貸する制度）を検討すること。

